

企業を守る！人事労務体制の整備や社内教育の徹底を図りましょう！

最新の労働法改正への対応と 労使トラブル防止のための実務



～問題社員の実務対応・会社と従業員を守るための方法～

★令和7年度、最新の労働法の改正点が理解できる ★社内体制をどう整備したら良いか理解できる
★法改正で環境が変わる中で、時代に即した就業規則や労働契約書等の作成ポイントがしっかりわかる！

講座内容

- 令和7年度の労働法改正と注意点
 - 育児・介護休業法と企業が打つべき施策
 - 労使トラブルを防止するための実務対応方法
 - ・問題社員の定義について ・働き方改革の副作用としての問題社員リスク
 - ・問題社員が出やすい職場の特徴 ・問題社員対策の基本（NG対応・部下指導の原則・規定整備など）
 - ・問題社員を生まない組織風土とリーダーの実務を考える ・退職させたい社員が出た場合の対処法
- ※問題社員・・・無断欠勤を繰り返し行っている社員、ハラスメントを行っている社員、業務命令に従わない社員等

働き方改革関連の法改正が進み、令和7年度も労働法関係の改正事項がありました。このような労使関係の変化する中で、企業も社内体制を見直すなど環境を整備する必要があります。そこで本講座では、労働法改正のポイントと対応方法を学んでいただき、またそれに付随し増加傾向にある労使トラブル防止のための実務をわかりやすく解説いたします。ご参加をお待ちしております。

開催日：12月10日（水）
14:00～16:00

◆会場 ゆめりあ 会議室
（新庄市多門町 1-2）

◆受講料 無料（会員・非会員問わず）

◆定員 30 名（先着順） ◆対象者 中小・小規模事業者

<お申し込み方法>

12月5日（金）までに **FAX**にてお申込み下さい

〈主催〉新庄商工会議所
TEL:0233-22-6855



講師

いいだ よしひろ

飯田 吉宏 氏

・孚(まこと)事務所 株式会社 代表取締役
・社会保険労務士

大学卒業後、20代後半まで呉服流通チェーン、中小法人向けノンバンクに勤務。在職時に職場で体験した労使トラブルをきっかけに労働法と人材育成の在り方に関心を持ち、2000年に社労士資格を取得する。2004年独立起業。社員数5名のリフォーム会社から、100名の外資系医療機器メーカーまで15業態以上の労務管理指導を経験する。現在は社労士の知見に東洋哲学の視点を取り入れた経営支援を得意とし、主に中小企業の人材育成、労務問題の解決支援に注力している。コンプライアンス・労務管理関連のテーマを中心に、商工会議所や法人会など各種団体でのセミナー・研修講師も務めている。

12/10(水)開催 『最新の労働法改正への対応と労使トラブル防止のための実務』 受講申込書

新庄商工会議所 行 ⇒ FAX:0233-22-6857

（申込日： 年 月 日）

事業所名		T	E	L	
所在地		F	A	X	
受講者氏名（複数のご参加可能）					

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。